

福岡市国民保護計画の概要

第 1 編 総 論

第 1 章 本市の責務、計画の位置づけ、構成等

■ 本市の責務

- 本市は、武力攻撃事態等において、本計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の関係機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、本市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進することを責務とする。

■ 本計画の位置づけ

- 本計画は、「国民保護法」、「国民の保護に関する基本指針」及び「福岡県国民保護計画」に基づき作成しており、武力攻撃事態等において市民の安全を確保するため、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための行動計画として活用されるもの。

■ 本計画の構成

- 本計画は、以下の各編により構成する。

第 1 編 総論

「本市の責務、計画の位置づけや構成、国民保護措置に関する基本方針、関係機関の事務や業務、対象とする事態」等の計画の基本的な事項を示す。

第 2 編 平素からの備え や予防

「組織・体制の整備、避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素の備え、物資及び資材の備蓄や国民保護に関する啓発」等の事項を示す。

第 3 編 武力攻撃事態等 への対処

「武力攻撃事態が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態における初動措置、警報や避難の指示の伝達、避難誘導や救援、被害や安否情報等の収集・提供」等の対処事項を示す。

第 4 編 復旧等

「武力攻撃災害の復旧、国民保護措置に要した費用の支弁」等の事項を示す。

第 5 編 緊急対処事態へ の対処

「緊急対処事態が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態」における対処事項を示す。

資料編 対応事例 関係資料

武力攻撃事態等における対応事例の概要及び関係資料を示す。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

■ 本市が重点的に留意して取り組む事項

- ① 基本的人権の尊重
- ② 国民の権利利益の迅速な救済
- ③ 国民に対する情報提供
- ④ 関係機関相互の連携協力の確保
- ⑤ 国民の自発的な意思による協力
- ⑥ 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
- ⑦ 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- ⑧ 安全の確保
- ⑨ 外国人への国民保護措置の適用

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

- 国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保するため、本市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他の団体など関係機関の事務又は業務の大綱を示したもの。

第4章 市の地理的、社会的特徴

■ 本計画作成に際して留意した本市の地理的・社会的特徴

- 本市は、玄界灘に面する東アジアの玄関口として地理的にも位置づけられている。
- 本市は、東西に海岸線が長く、能古島、玄界島、小呂島の離島を有している。
- 本市は、日本有数の大都市であり、政令指定都市として九州の政治・経済・交通の中心的な役割を担っている。
- 本市は、都心部の地下街や大規模集客施設及び交通施設（福岡空港、博多港、福岡市地下鉄、ＪＲ、西日本鉄道、バスなど）等の都市機能を有している。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

- 武力攻撃事態及び緊急対処事態においてそれぞれ想定される4類型を対象とする。

■ 武力攻撃事態の4類型

- 1 着上陸侵攻
- 2 ゲリラや特殊部隊による攻撃
- 3 弾道ミサイル攻撃
- 4 航空攻撃

■ 緊急対処事態の4類型

[攻撃対象施設等による分類]

- 1 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
 - ・石油コンビナート等に対する攻撃
- 2 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
 - ・ターミナル駅等に対する攻撃

[攻撃手段による分類]

- 3 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - ・サリン等を使用した攻撃
- 4 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
 - ・航空機による自爆テロ等の攻撃

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

● 本市における組織・体制の整備

■ 事態の状況に応じた初動体制の確立

事態の状況	体制の判断基準		体制	態勢
事態認定前	・ 情報収集等、市としての対応が必要な場合		①情報収集態勢	防災・危機管理部
	・ 市の多くの局・区・室での対応が予測される場合（多数の人を殺傷する行為等の事案が発生するおそれがある場合）		②市緊急事態警戒本部	第1 配備
				第2 配備
	・ 市の全局・区・室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		③市緊急事態対策本部	第3 配備
第4 配備				
事態認定後	・ 市国民保護対策本部設置の通知がない場合	・ 情報収集等、市としての対応が必要な場合	①情報収集態勢	防災・危機管理部
		・ 市の多くの局・区・室での対応が予測される場合（多数の人を殺傷する行為等の事案が発生するおそれがある場合）	②市緊急事態警戒本部	第1 配備
				第2 配備
		・ 市の全局・区・室での対応が必要な場合 （現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	③市緊急事態対策本部	第3 配備
	第4 配備			
	・ 市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		④市国民保護対策本部	第3 配備 第4 配備

■ 職員参集基準

体 制	参 集 職 員	態 勢
①情報収集態勢	・ 市民局防災・危機管理部職員が参集	防災・危機管理部
②市緊急事態警戒本部	・ 福岡市地域防災計画の災害対策本部等の配備態勢（第１～第４配備）に準じて職員が参集。なお、事態の状況に応じ、職員の増員等を行う。	第１配備
③市緊急事態対策本部		第２配備
		第３配備
		第４配備
④市国民保護対策本部		第３配備
		第４配備

● 関係機関との連携体制の整備

- 平素における国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、医療機関、自主防災組織、ボランティア団体、その他の関係機関との連携体制を整備する。
- 特に県及び北九州市と緊密な連携を図る。

● 通信の確保

- 武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための非常通信体制等を整備する。

● 情報収集・提供等の体制整備

- 武力攻撃事態等において、「国民保護措置に関する情報提供」、「警報の内容の通知、伝達」、「被災情報の収集・報告」、「安否情報の収集・整理」等を円滑に行うために必要な体制を整備する。

● 研修及び訓練

- 国民保護措置の実施に必要な知識の習得のための研修機会の確保や武力攻撃事態等における対処能力の向上のための訓練を行う。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

● 避難に関する基本的事項

- 迅速に避難住民の誘導を行うため、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な資料の収集、隣接する市町村との連携の確保、避難行動要支援者への配慮、民間事業者からの協力の確保、学校や事業所との連携等を図る。

● 避難に関する備え

- 武力攻撃事態等の発生時に、的確かつ迅速な避難誘導が行えるよう、複数の避難実施要領のパターンを作成する。

● 救援に関する基本的事項

- **大都市の特例により、本市は救援の実施主体となる**ことから、本市の行う救援の活動内容や県との連携等の調整、救援に関する事務を行うために必要な資料の準備、及び関係機関との連携体制を整備する。

● 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

- 県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備する。

● 避難施設の指定

- **大都市の特例により、本市は避難施設の指定の実施主体となる**ことから、避難施設の指定の基本的な考え方や留意事項、避難施設の要件、避難施設の指定手続等を定めるとともに、避難施設データベースの共有化を図る。

● 生活関連等施設の把握等

- 市の区域内に所在する国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設などの生活関連等施設の把握や本市が管理する公共施設等における警戒等を行う。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

● 市における備蓄

- 整備すべき物資及び資材の種類、数量については、原則として防災のための備蓄と相互に兼ねることを基本として、備蓄体制の整備、県との連携等を図る。

● 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

- 施設管理者として本市が実施すべき予防措置や復旧のための各種資料を整備する。

第4章 国民保護に関する啓発

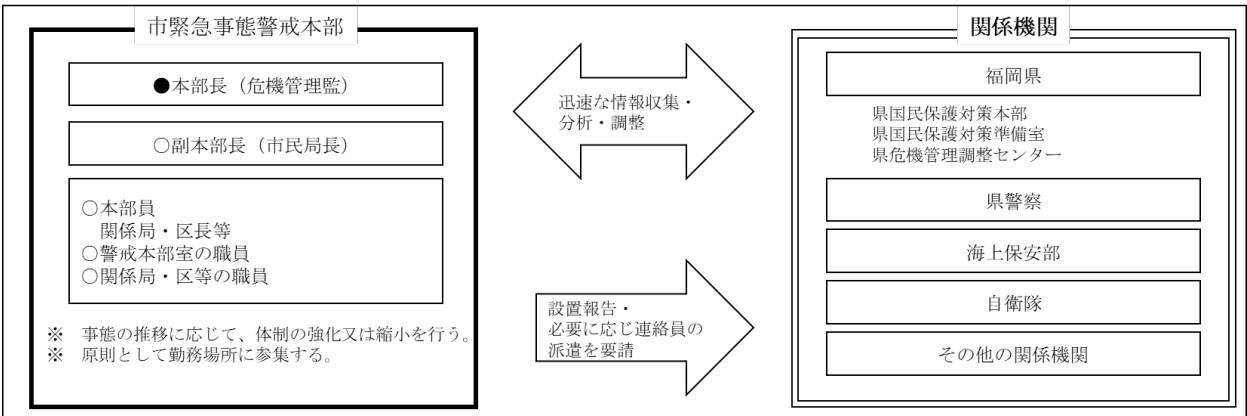
- 住民に対する広報誌、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用した啓発及び学校における教育、並びに武力攻撃事態等の発生時や弾道ミサイル発射時における住民がとるべき行動に関する啓発等を行う。

第3編 武力攻撃事態等への対処

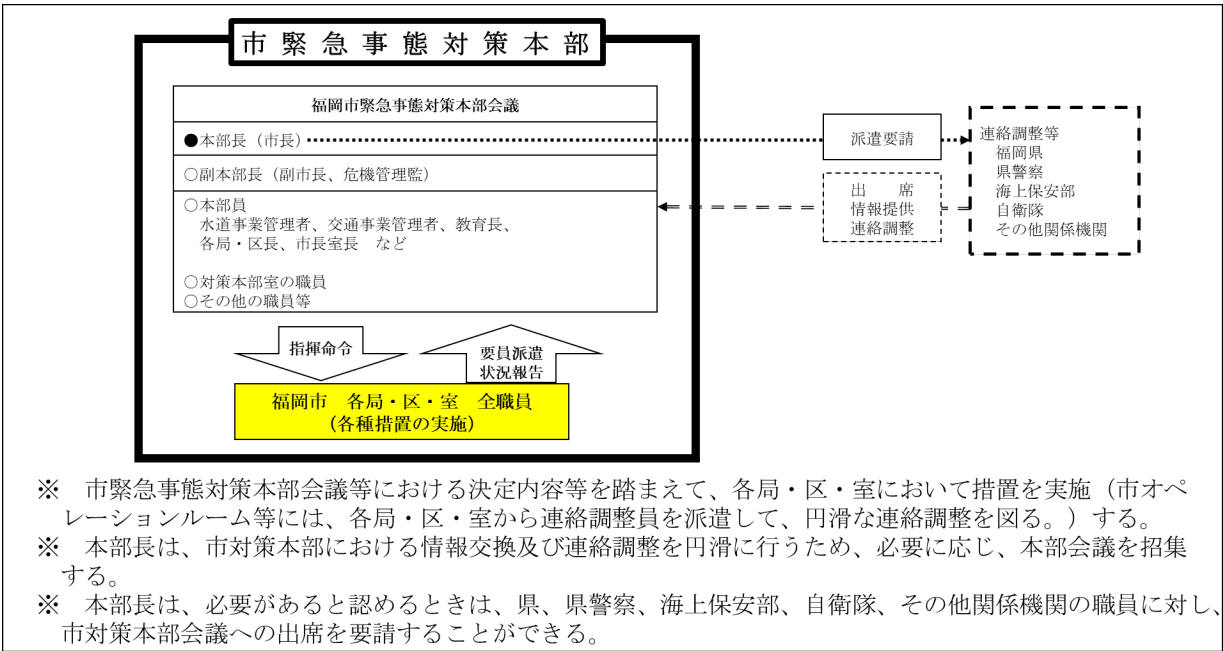
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

- 市は、事案に的確かつ迅速に対処するため、多数の人を殺傷する行為等の発生するおそれがある場合は「緊急事態警戒本部」を、多数の人を殺傷する行為等を把握した場合は「緊急事態対策本部」を本庁舎等に設置するとともに、初動措置、関係機関に対し支援を要請する。
- 「緊急事態警戒本部」又は「緊急事態対策本部」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市町村国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合は、直ちに市国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行する。

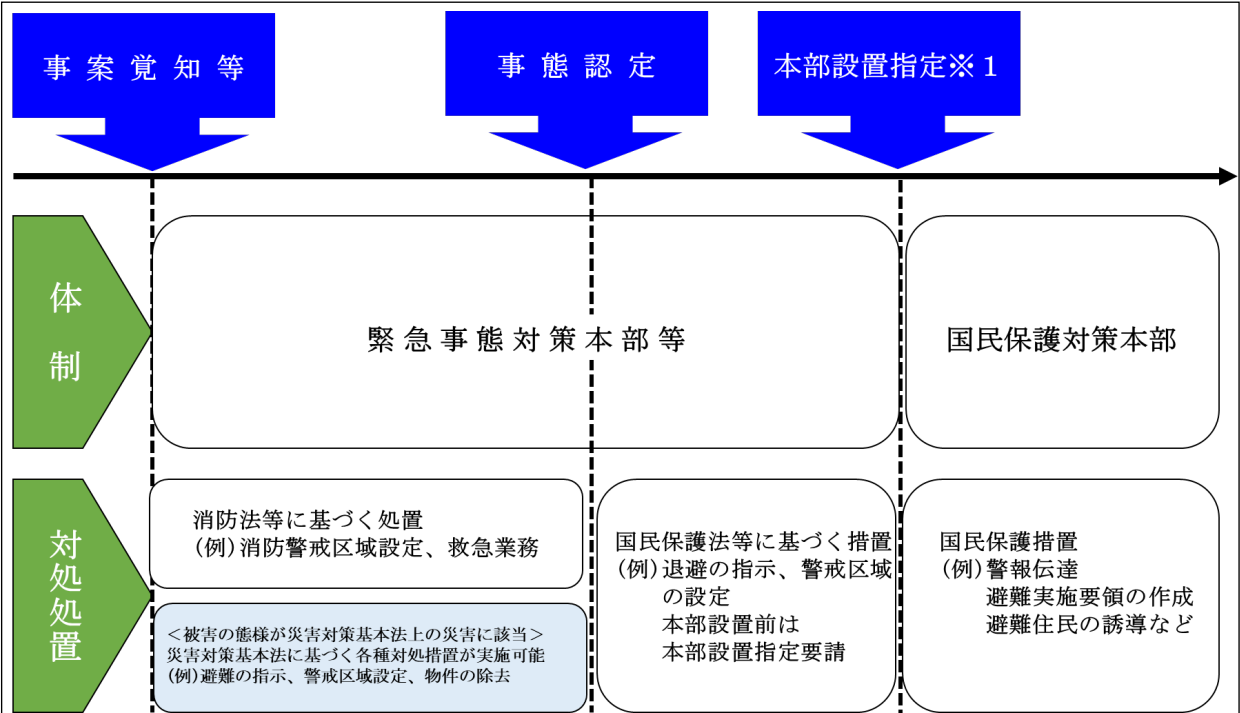
■ 市緊急事態警戒本部の構成等



■ 市緊急事態対策本部の構成等



■ 事態の発生から市対策本部への移行への流れ



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物資の大量放出、船舶等の事故等とされている。

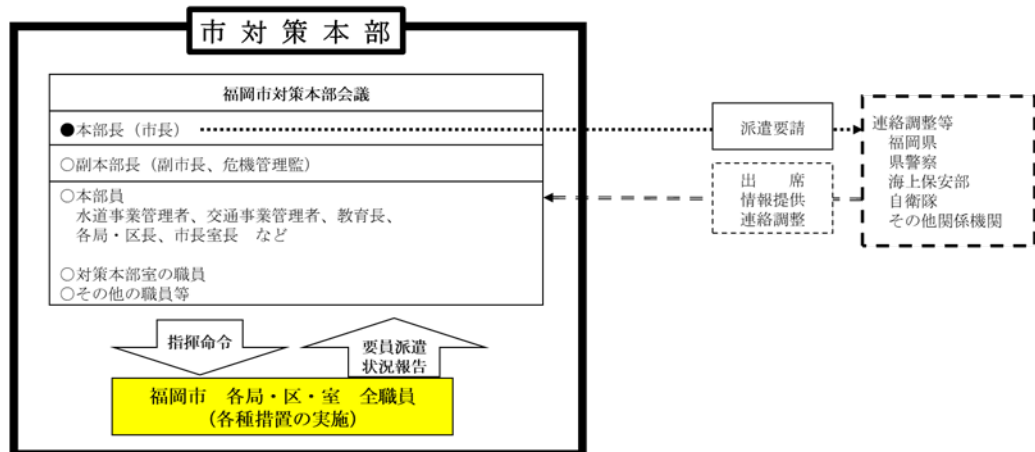
第2章 市対策本部の設置等

市国民保護対策本部を迅速に設置するため、市国民保護対策本部を設置する場合の手順や市国民保護対策本部の組織、機能等について定める。

なお、市国民保護対策本部を設置する前の市緊急事態警戒本部及び市緊急事態対策本部の組織、機能等については、市国民保護対策本部に準ずる。

また、本章における「市国民保護対策本部」は「市対策本部」と表現する。

【市対策本部の組織構成及び各組織】

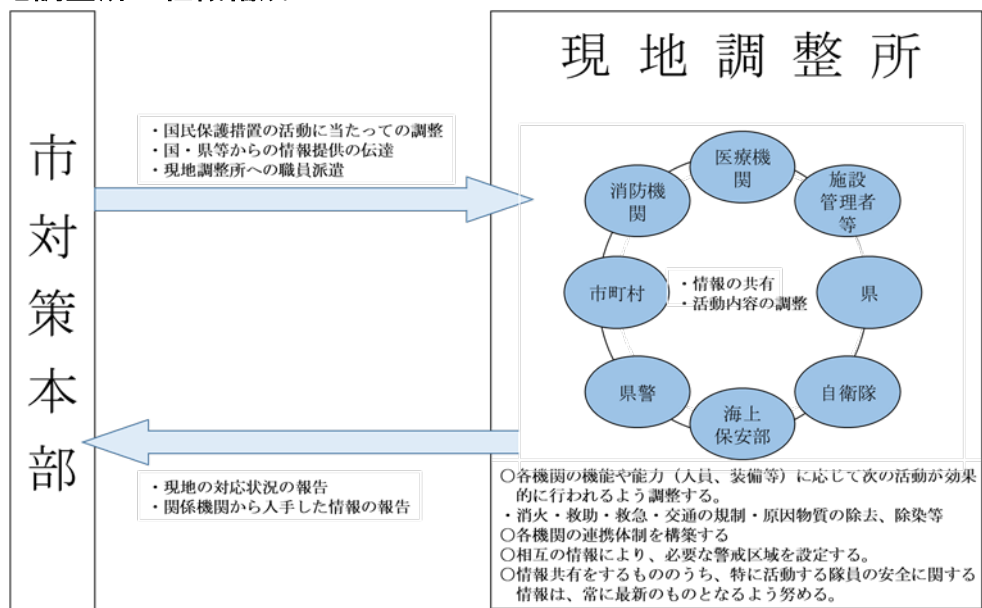


※ 市対策本部会議等における決定内容等を踏まえて、各局・区・室において措置を実施（市オペレーションルーム等には、各局・区・室から連絡調整員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）する。

※ 本部長は、市対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部会議を招集する。

※ 本部長は、必要があると認めるときは、県、県警察、海上保安部、自衛隊、その他関係機関の職員に対し、市対策本部会議への出席を要請することができる。

■ 現地調整所の組織編成



第3章 関係機関相互の連携

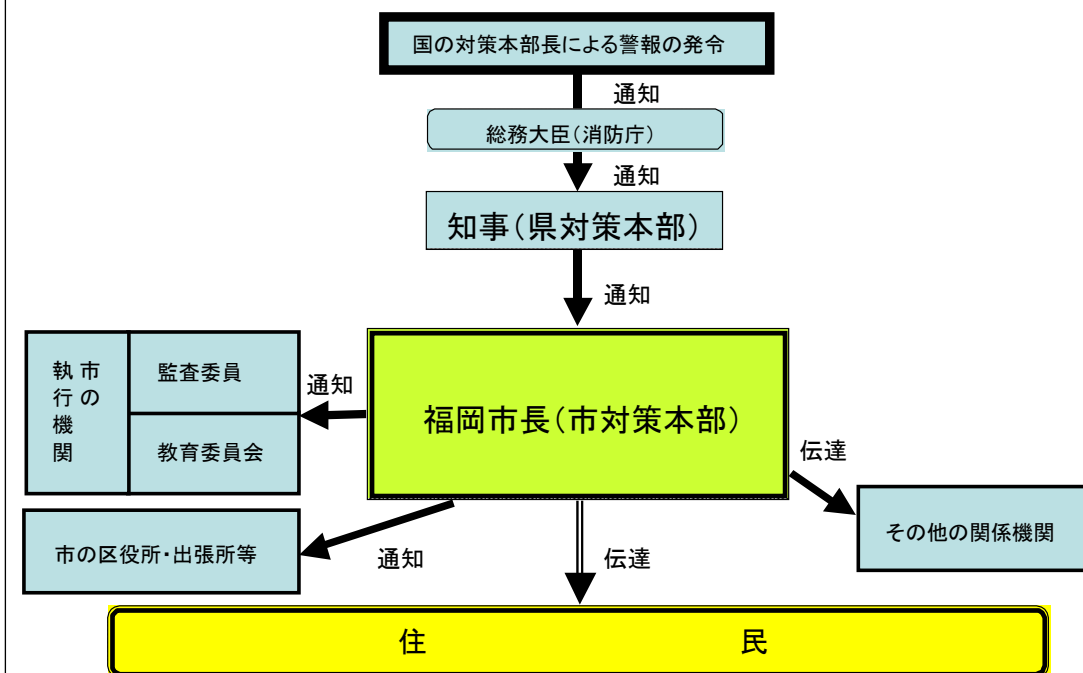
- 他の関係機関と連携して国民保護措置を実施するため、国、県、他の市町村、指定地方公共機関等に対する要請や応援を求める。
- 自衛隊の派遣要請、ボランティア団体に対する支援、住民への協力要請等を行う。

第4章 警報の伝達等及び避難住民の誘導等

● 警報の伝達等

- 武力攻撃事態等において、警報の内容の迅速かつ的確な伝達や通知をするため、国が定めたサイレン、広報車、防災行政無線、ホームページへの掲載等あらゆる手段を活用して警報を伝達する。

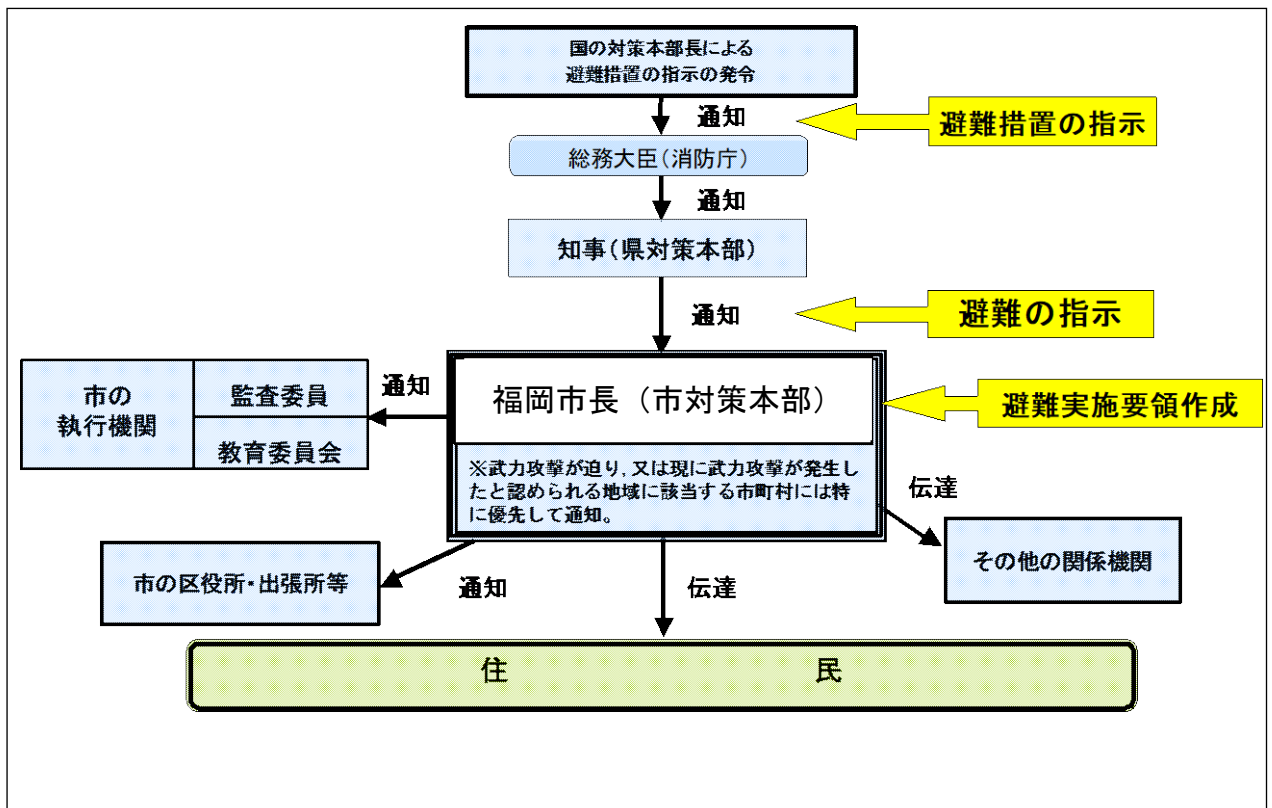
■ 市長から関係機関への警報の通知・伝達の系統図



● 避難住民の誘導等

- 県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行う。

■ 市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達の系統図

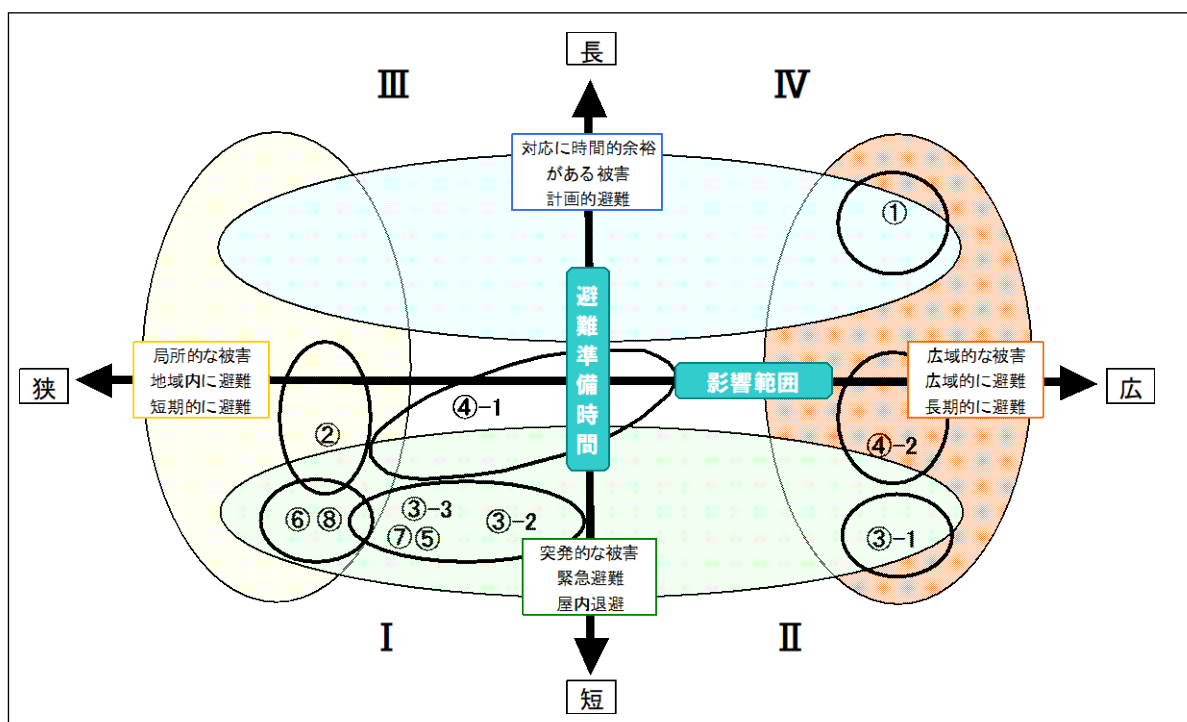


● 退避の指示

- 武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長が特に必要があると認める場合に、住民に対して退避の指示を行う。

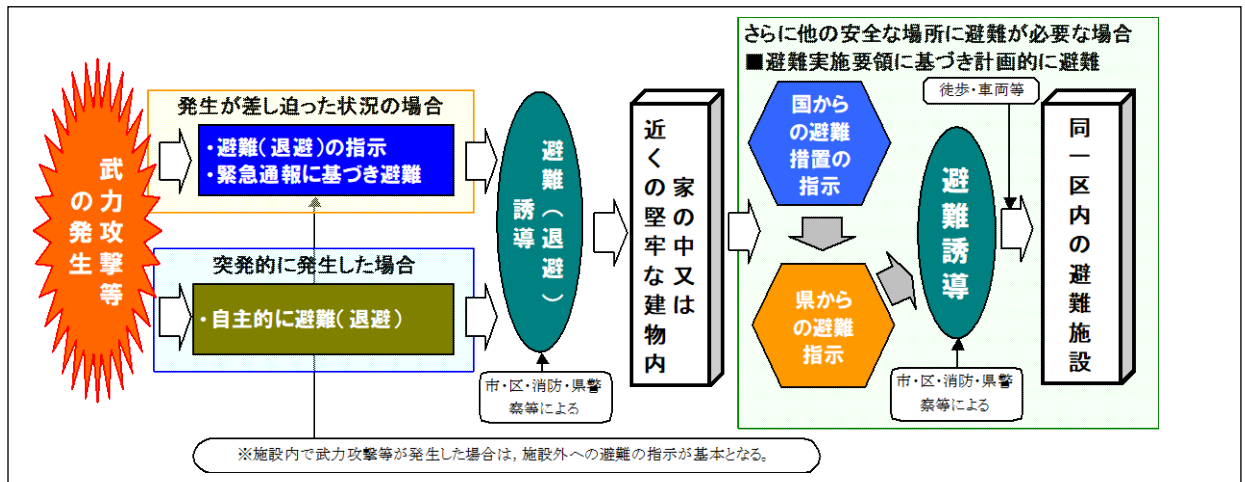
● 事態の類型と避難のパターン

○ 「時間」・「地域」・「被害の規模」により事態の類型と避難のパターンを区分した。



事態の類型	武力攻撃事態	① : 着上陸侵攻 ② : ゲリラや特殊部隊による攻撃 ③-1 : 弾道ミサイル攻撃(核弾頭) ③-2 : 弾道ミサイル攻撃(BC弾頭) ③-3 : 弾道ミサイル攻撃(通常弾頭) ④-1 : 航空攻撃 ④-2 : 航空攻撃(核爆弾)
	緊急処理事態	⑤ : 危険物質を有する施設への攻撃 ⑥ : 大規模集客施設等への攻撃 ⑦ : 大量殺傷物質による攻撃 ⑧ : 交通機関を破壊手段とした攻撃
避難のパターン	I : 直ちに家の中や近くの堅牢な建物等に避難 ≪突発的かつ局地的な事態≫ II : 直ちに近くの堅牢な建物等に避難し、放射線の低減等を確認した上でさらに広域的に避難 ≪突発的かつ広範囲な事態(核弾頭が使用された場合)≫ III : 計画的に同一市区等の避難場所に避難 ≪時間的余裕がありかつ局地的な事態≫ IV : 計画的に他市区の避難場所に避難 ≪時間的余裕がありかつ広範囲な事態≫	

■ 突発的かつ局地的な事態

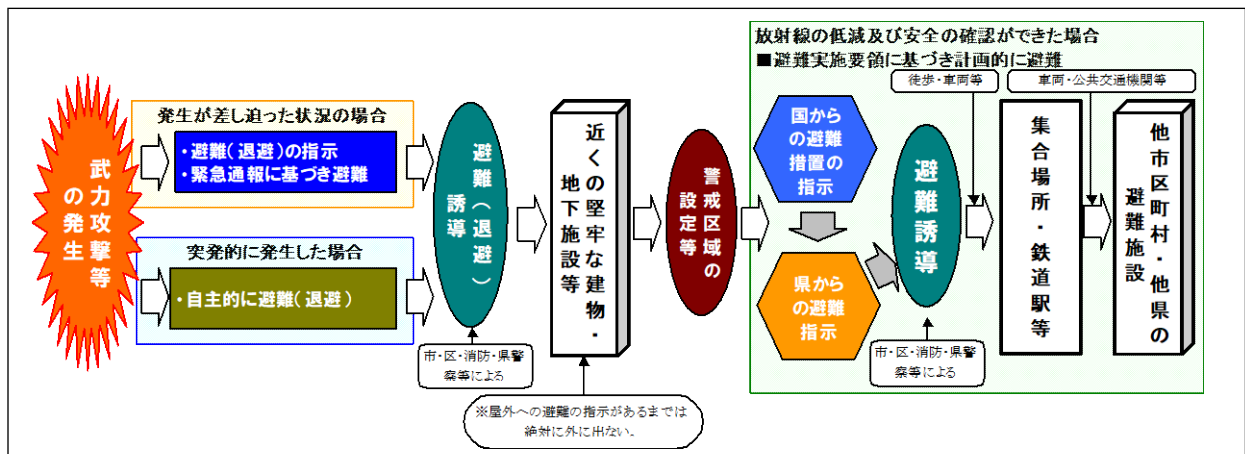


【 避難のパターンⅠ：直ちに家の中や近くの堅牢な建物等に避難 】

《想定される事態の類型》

- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃（突然攻撃が開始された場合）
- ③-2 弾道ミサイルによる攻撃（BC弾頭）
- ③-3 弾道ミサイルによる攻撃（通常弾頭）
- ④-1 航空攻撃 ⑤ 危険物質を有する施設への攻撃
- ⑥ 大規模集客施設等への攻撃 ⑦ 大量殺傷物質による攻撃
- ⑧ 交通機関を破壊手段とした攻撃

■ 突発的かつ広範囲な事態（核弾頭が使用された場合）

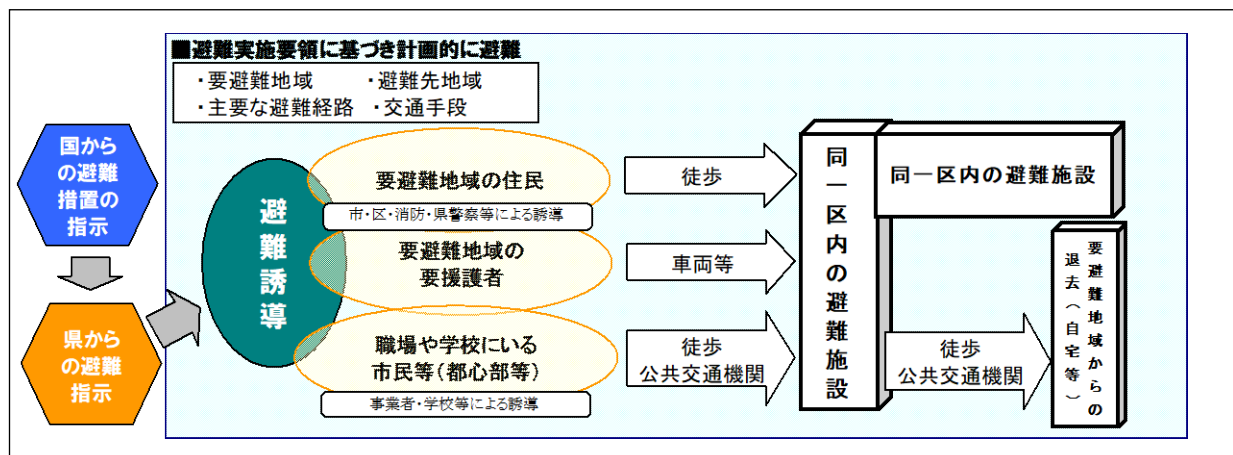


【 避難のパターンⅡ：直ちに近くの堅牢な建物等に避難し、放射線の低減等を確認した上でさらに広域的に避難 】

《想定される事態の類型》

- ③-1 弾道ミサイルによる攻撃（核弾頭）
- ④-2 航空攻撃（核弾頭）

■ 時間的余裕がありかつ局地的な事態



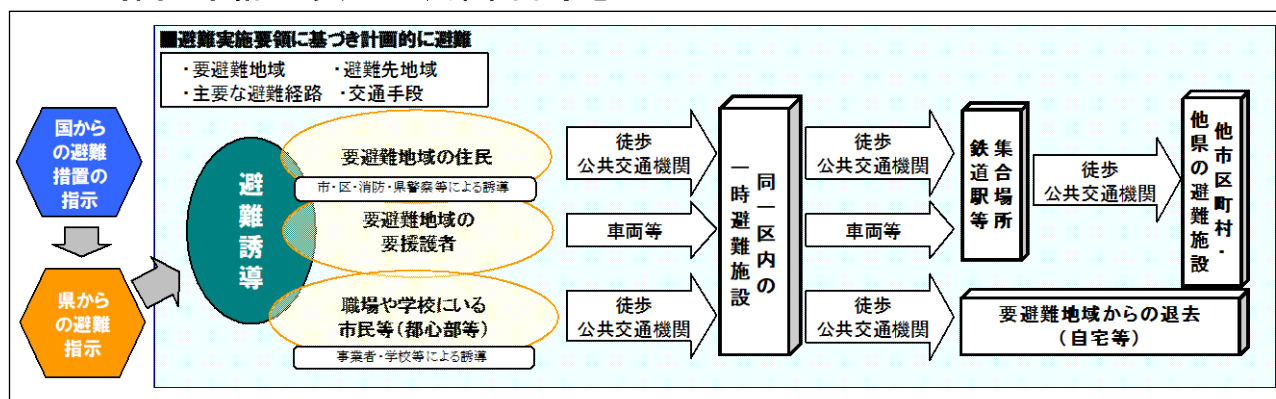
【 避難のパターンⅢ : 計画的に同一区等の避難場所に避難 】

《想定される事態の類型》

② ゲリラや特殊部隊による攻撃

(ゲリラや特殊部隊が施設を占拠して立てこもった場合)

■ 時間的余裕がありかつ広範囲な事態



【 避難のパターンⅣ : 計画的に他市区町村の避難場所に避難 】

《想定される事態の類型》

① 着上陸侵攻

第5章 救援

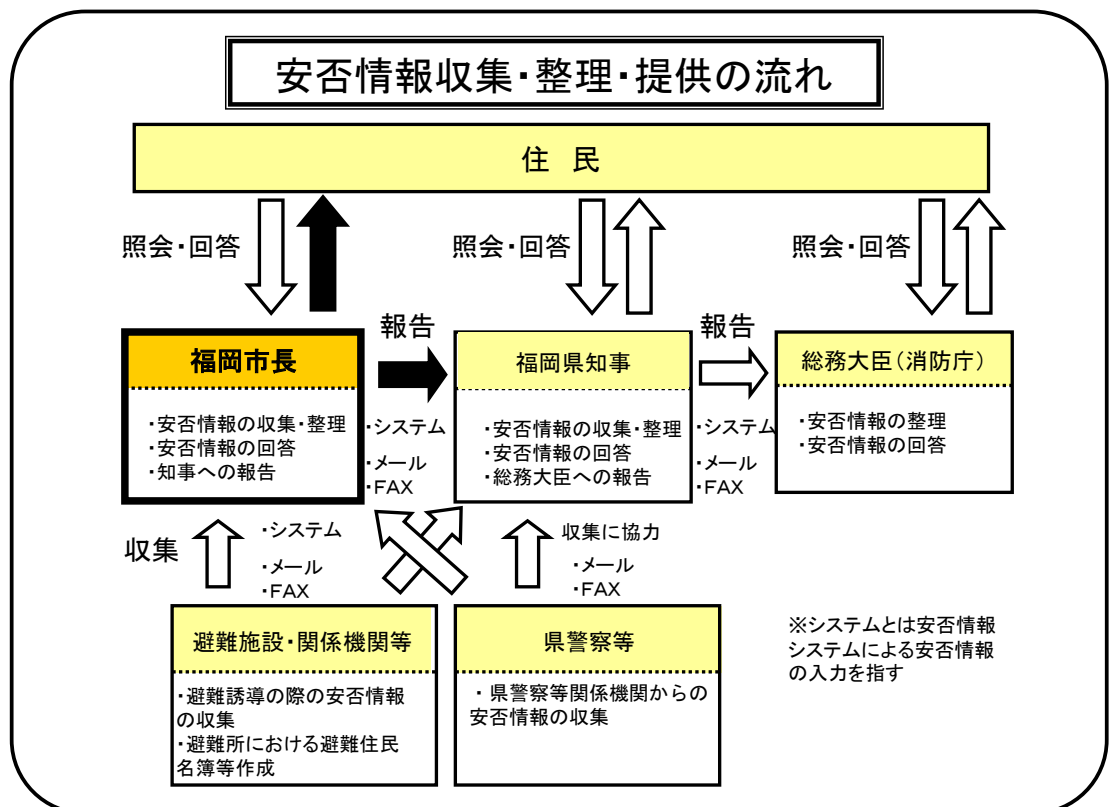
- 救援の実施に係る調整、県・他の市町村・日本赤十字社等の関係機関との連携、緊急物資の運送要請、住民等に対する救援への協力要請等を行う。

■ 救援の内容

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 遺体の捜索及び措置
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第6章 安否情報の収集・提供

- 安否情報の収集、県に対する報告、照会に対する回答等を行う。



第7章 武力攻撃災害への対処

● 武力攻撃災害への対処

- 武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常に対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応や活動時の安全の確保に留意し、他の機関との連携のもとで活動を行う。

● 応急措置等

- 市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行う。

● 生活関連等施設における災害への対処等

- 武力攻撃災害が生じた場合に、安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある施設、又は周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがある施設における安全確保を図る。

● 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

- 武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、地域防災計画等に定められた措置に準じた措置を講ずる。
- NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。

第8章 被災情報の収集及び報告並びに情報提供

- 被災情報の収集、知事への報告、住民への情報提供や事態発生時等の広報を行う。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

- 避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

- 生活関連物資等の価格安定のための必要な措置を実施するとともに、避難住民等の生活安定のための措置や生活基盤等の確保措置等を実施する。

第11章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

- 赤十字標章等及び特殊標章等について適切な交付及び管理を行う。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

- 武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

第2章 武力攻撃災害の復旧

- 市が管理する施設及び設備について、国が示す方針にしたがって県と連携して復旧等の措置を実施する。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

- 市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国に負担金の請求を行う。

第5編 緊急対処事態への対処

- 緊急対処事態は、ゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似した事態が想定されるため、緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

資料編 対応事例

- 「武力攻撃災害が発生した場合における対応事例」とその他の資料を添付した。

●対応事例

- 国民保護措置を分かりやすいものとするため、武力攻撃事態等への対応の流れを具体的な事例で示し、本市及び関係機関がどのような措置を実施し、住民はどのように行動する必要があるのか、その概要を示した。
- 本市は、東アジアに開かれた日本有数の大都市であり、政令指定都市として九州の政治・経済・交通の中心的な役割を担っている。この特徴を考慮し、海岸域や都心部への武力攻撃事態3例と地下街や大規模集客施設及び交通施設（空港、港湾、地下鉄、鉄道、バスなど）における緊急対処事態7例を想定し、対応事例を示した。

番号	武力攻撃等	想定される武力攻撃等の対象施設等	事態の概要	事態の類型	事態の区分
1	海岸地域へのゲリラ・特殊部隊の侵入	福岡市の博多湾沿岸地区（〇〇海岸付近）	・国対策本部長は、博多湾沿岸に武装工作員が進入し潜伏しているという情報を入手、都心部への侵攻の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、福岡市の博多湾沿岸地区に要避難地域を設定して、避難措置の指示を行った ・知事は、避難の指示を行った	武力攻撃予測事態	時間的余裕がありかつ局地的な事態
2	都心地域へのゲリラ・特殊部隊による攻撃	都心部	・〇〇日午後1時00分に都心部で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き戦闘が継続している状況にある（〇〇日午後2時現在）	武力攻撃事態	突発的かつ局地的な事態
3	都心地域への弾道ミサイルによる攻撃	天神地区	・国が弾道ミサイル発射の予兆を察知 ・〇〇日午後3時00分に天神地区に弾道ミサイルが着弾した	武力攻撃事態	突発的かつ局地的な事態
4	地下街の爆破	天神地下街、博多駅地下街	・〇〇日午後1時00分に天神地下街で施設の爆破が発生した	緊急対処事態	突発的かつ局地的な事態
5	大規模集客施設の爆破	大規模集客施設	・〇〇日午後7時00分に大規模集客施設の爆破が発生した	緊急対処事態	突発的かつ局地的な事態
6	空港施設への不審者の侵入及び施設の爆破	福岡空港	・〇〇日午後1時00分に福岡空港で不審者の侵入が発覚した ・〇〇日午後2時00分に福岡空港で施設の爆破が発生した	緊急対処事態	突発的かつ局地的な事態
7	港湾施設への不審者の侵入及び施設の爆破	博多港港湾施設	・〇〇日午後1時00分に博多港港湾施設で不審者の侵入が発覚した ・〇〇日午後2時00分に博多港港湾施設で施設の爆破が発生した	緊急対処事態	突発的かつ局地的な事態
8	地下鉄の列車の爆破	福岡市地下鉄	・〇〇日午後7時00分に地下鉄駅で列車の爆破が発生した	緊急対処事態	突発的かつ局地的な事態
9	鉄道・バス等の爆破	JR、西鉄大牟田線・貝塚線、バス	・〇〇日午後7時00分に鉄道・バスでの爆破が発生した	緊急対処事態	突発的かつ局地的な事態
10	地下鉄車両内での化学剤の散布	福岡市地下鉄	・〇〇日午後7時00分に地下鉄車両内での化学剤の散布が発生した	緊急対処事態	突発的かつ局地的な事態